

リスク分担表

別紙 2

内 容	詳 細	負担者	
		吉賀町	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価の変動に伴う経費の増（特別な事情による急激な物価変動の上昇の場合を除く）		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
法令の変更	上記以外	○	
	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更	○	○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことの出来ない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の中止、延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり10万円未満のもの）		○
	” （上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方を特定できないもの（1件当たり10万円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方を特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
運営費の増大	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
	町以外の要因による運営費の増大		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○
その他	施設の火災（損害）保険加入	○	
	包括的な管理責任	○	

大野原運動交流広場